

北区経営改革プラン 2020



1

経営改革を継続的に実施する必要性について

(1) 「北区基本計画 2020」への対応

北区では、「区民とともに」という基本姿勢のもと、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と定め、3つの優先課題を中心に、北区の諸課題解決のための施策を推進するとともに、効果的な施策への取組みを通じ、「北区基本構想」に掲げる北区の将来像の実現をめざしています。

令和2（2020）年度を初年度とする「北区基本計画 2020」では、引き続き「区民とともに」を基本姿勢に、最重要課題への対応や多くの課題解決に向けた積極的な取組みを進めていくとともに、北区の新たな魅力や価値を創出する施策を展開します。一方、今後予定している学校改築や新庁舎建設、まちづくりの一層の推進などは、特に多額の経費を要する事業であり、計画的にその財源を確保していく必要があります。

令和2（2020）年1月に発表された政府経済見通しでは、令和2（2020）年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれています。しかし、先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があり、これらの地方財政への影響が懸念されるところです。また、これまで法人住民税の一部国税化や地方消費税清算基準の見直しなど、国による不合理な税制改正等が繰り返されており、加えて、令和元（2019）年度税制改正において地方法人課税における「新たな偏在是正措置」が講じられました。このように、財政運営上のリスクが絶えず存在し、今後、一般財源総額の確保が難しくなることも見込まれます。

北区では、国や東京都に先駆け、行財政改革に積極的に取り組んできましたが、「北区基本計画 2020」を着実に実現していくために、また、次世代につなぐ健全で安定的な行財政運営の確保と区民サービスの向上に向けて、引き続き経営改革に取り組むことが必要です。

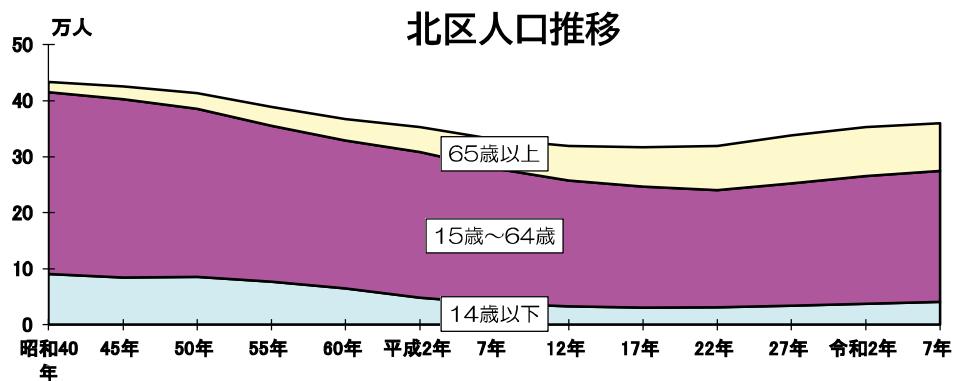
(2) 行政需要の中長期的増大

「北区経営改革プラン 2015」の着実な推進により、「北区基本計画 2015」の実現及び健全で安定的な行財政運営の確保に努めてきましたが、中長期的な行政需要の増大とともに、今後の財政状況を鑑みると、「北区基本計画 2020」のための財源を確保し、計画事業等の実現に向けた財政対応力をさらに高めていくことが課題となります。

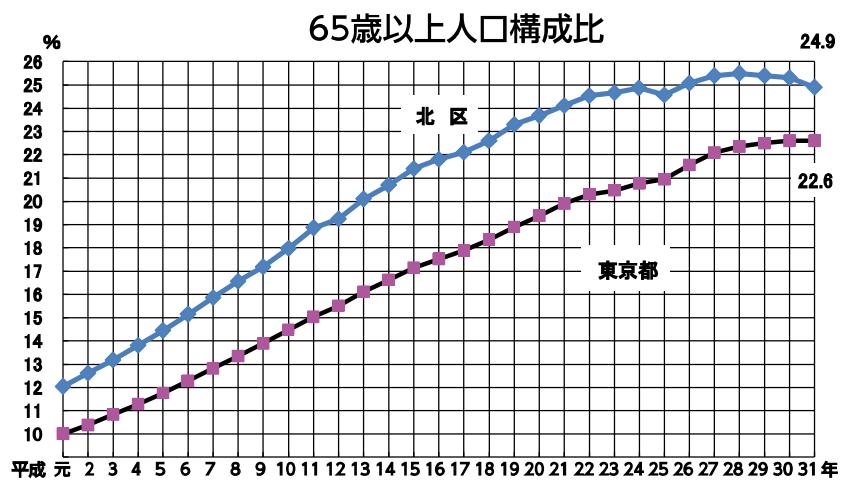
① 北区の人口の推移と少子高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所（日本の将来推計人口：平成29（2017）年推計）によると、日本は、人口減少社会への道を緩やかに歩み出したところであるが、今後は加速的な人口減少と世界に類を見ない高齢化という事態に直面していくとしています。

一方、北区の人口動向は、国勢調査における総人口では、昭和40（1965）年の約45万2千人をピークに減少傾向が続き、平成12（2000）年には約32万2千人まで減少しましたが、平成17（2005）年に40年ぶりに増加に転じ、平成27（2015）年には約34万1千人となりました。住民基本台帳人口においても、平成25（2013）年以降は増加傾向にあり、平成30（2018）年5月に35万人を突破し、令和2（2020）年1月1日現在で35万3,908人となりました。また、高齢化率は、24.7%で、23区の中で上位となっています。



出典：「ふるさと北区財政白書 平成30年度決算」



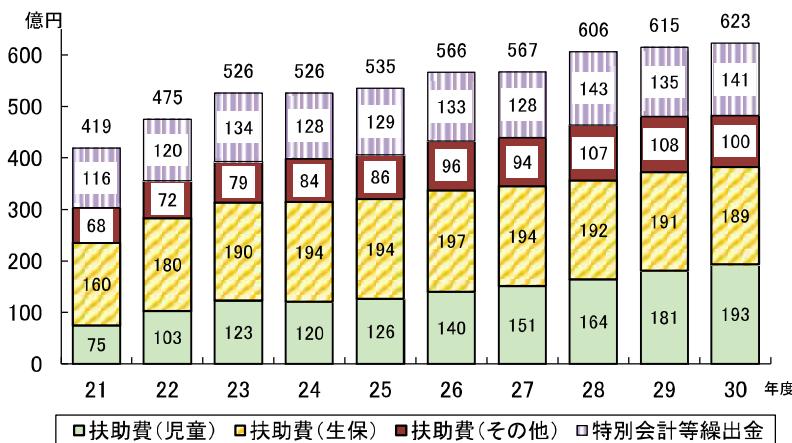
出典：「ふるさと北区財政白書 平成30年度決算」

今後の北区の人口については、「北区人口推計調査報告書（平成30（2018）年3月）」によると、総人口（外国人人口を含む）は、令和10（2028）年までは人口増加となり、約36万2千人とピークを迎えるが、その後は減少に転じ、令和20（2038）年には約35万6千人となる見込みです。

義務的経費である扶助費の総額は、保育所待機児童解消に伴う児童福祉費の伸びや高齢化の進行などにより、年々増加しており、財政の圧迫要因の一つとなっています。また、実質的な義務的経費である介護保険事業や後期高齢者医療会計への繰出金（特別会計繰出金）も高齢化や医療の高度化等に伴い、引き続き高い水準にあります。

平成30（2018）年度決算では、扶助費が482億円、特別会計等繰入金が141億円となっており、今後さらに北区の財政を圧迫することが懸念されます。

扶助費と特別会計等繰出金の推移



出典：「ふるさと北区財政白書 平成30年度決算」

② 公共施設の更新需要への対応

北区ではこれまで公共施設（建築物）やインフラ施設（道路・橋りょう等）を計画的に整備してきましたが、現在、多くの公共施設やインフラ施設が老朽化しており、大規模改修や建替え、更新等の時期に差し掛かっています。

平成13（2001）年から平成27（2015）年までの公共施設等に投じている投資的経費の平均が約115億円（公共施設約65億円、インフラ施設約50億円）であるのに対し、令和32（2050）年までの35年間の試算では年間約141億円が必要となります。そのため、今後、改修や更新にあたり多額の費用が必要となることから、現状のまま施設を維持していくことが困難な状況です。

北区では平成25（2013）年7月に公共施設を対象に「北区公共施設再配置方針」を、平成29（2017）年2月に公共施設とインフラ施設を対象に「北区公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設のマネジメント方針や総量の削減目標、インフラ施設の維持管理方針を定めました。今後も区の財政状況や人口動向、区民ニーズの変化等を踏まえ、公共施設マネジメント等に取り組み、経費の縮減や平準化を進めていく必要があります。

（3）北区財政の現状と課題

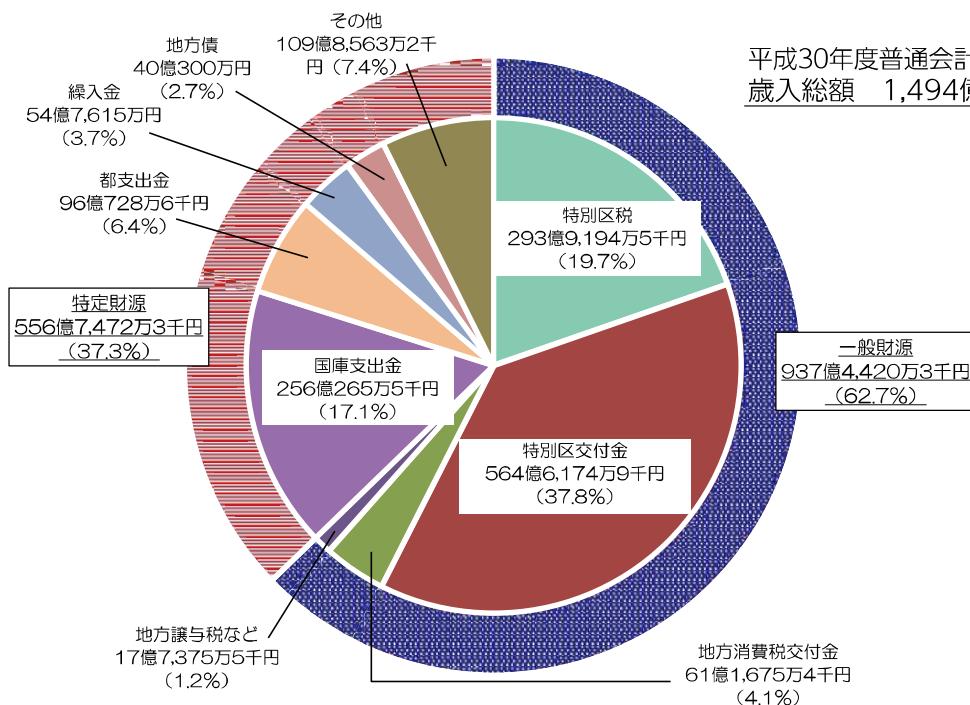
① 歳 入

平成30（2018）年度普通会計決算で、歳入の中で最も割合の高いものは、特別区交付金（都区財政調整交付金）で37.8%、次に特別区税が19.7%となっています。

北区は、23区平均と比べ特別区税の割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高くなっています。特別区交付金は、景気の変動を受けやすく、国の税制改正等の影響の増大も懸念されます。

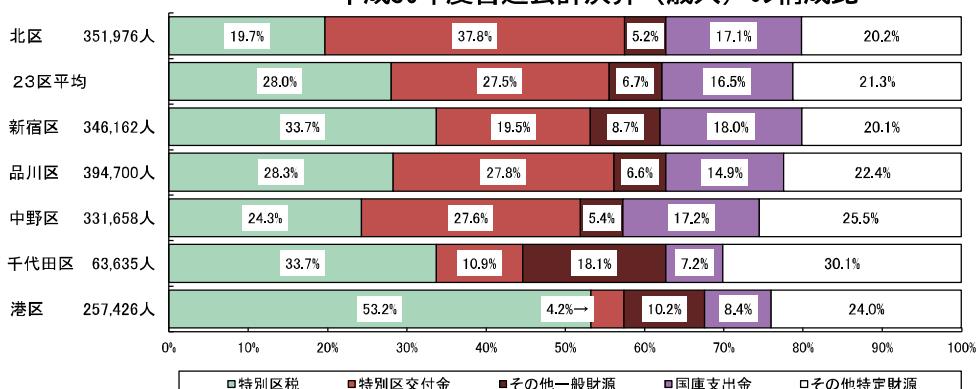
また、少子高齢化が進行する現状を考えると特別区交付金や特別区税の大幅な增收を期待することは難しく、今後も予断を許さない財政状況が続くと考えられます。

平成30年度普通会計決算
歳入総額 1,494億1,892万6千円



出典：「ふるさと北区財政白書 平成 30 年度決算」

平成30年度普通会計決算（歳入）の構成比



※ 区名の横にある人数は、各区の平成31年1月1日現在の総人口（住民基本台帳人口）です。

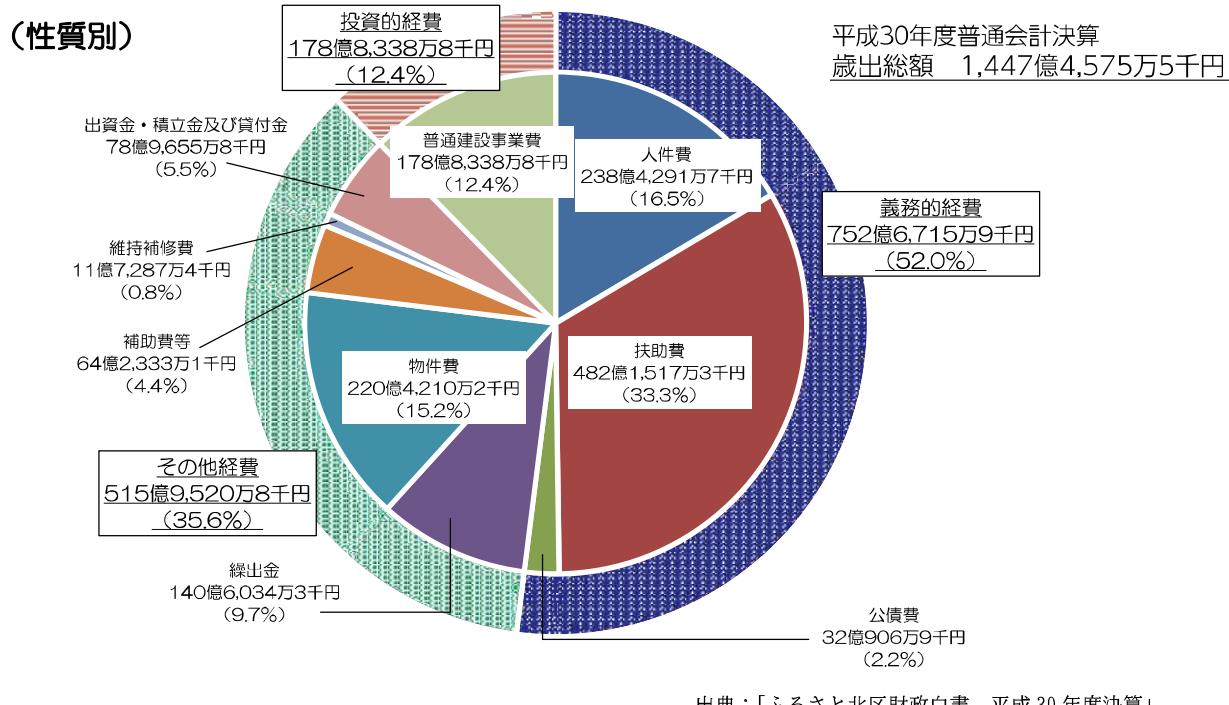
※ 端数処理により、合計が一致しない場合があります。

出典：「ふるさと北区財政白書 平成 30 年度決算」

② 岁 出

平成 30 (2018) 年度普通会計決算で、性質別歳出予算では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が全体の 52%となりました。

人件費は、これまでの「経営改革プラン」や「職員定数管理計画」などの行財政改革の取組みにより、減少傾向にありましたが、保育園定員拡大に伴う保育士の採用などにより前年度より職員数とともに増加しています。扶助費は、児童福祉費などの伸びや高齢化の進行により、増加傾向にあります。今後も少子高齢化の進行などに伴う扶助費の増加や学校をはじめとする公共施設の更新などの多くの需要が見込まれ、歳出を押し上げる要因が山積しています。



出典：「ふるさと北区財政白書 平成 30 年度決算」

③ 基 金

平成 30 (2018) 年度末の主要 5 基金（財政調整基金、減債基金、施設建設基金、まちづくり基金、学校改築基金）の残高の合計は、約 576 億円となり、そのうち、財政調整基金は約 180 億円となっています。財政調整基金については、23 区平均残高は約 295 億円であり、北区は必ずしも高い水準ではありません。

北区を取り巻く財政環境は、地方法人税の一部国税化による特別区交付金の原資の減少、低金利や税制改正等による各種交付金の減少などのリスクもあり、今後も予断を許さない状況にあります。

将来を見据えた安定的な財政運営を行っていくためには、特別区税などの自主財源の確保を図るとともに、行財政改革も進め、財政調整基金等への着実な積み立てを行っていく必要があります。

④ 地方債

北区では、学校改築や公園整備などの公共施設の整備等に伴い、地方債を発行してきました。平成 30 (2018) 年度末の地方債残高は 274 億円で、区民一人当たりに換算すると 8 万円の借入となっています。

平成 30 (2018) 年度は、学校改築や道路整備事業のため、40 億円の地方債を発行しました。公債費（元利償還金）は、概ね 30 億円から 40 億円台で推移しています。

今後も小・中学校の改築などをはじめとした施設の更新需要や新たな施設の建設などを抱えており、計画的に地方債を活用していく必要があります。

（4）北区職員の現状と課題

① 職員定数の適正化

平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在の職員総数は、2,609 人、平均年齢は 40.8 歳で、普通会計における人件費の平成 30 年度決算は、238 億円となりました。平成 21 (2009) 年度から平成 30 (2018) 年度間で比較すると、「北区経営改革プラン 2015」、「職員定数管理計画 2015」等の行政改革の取組みなどにより、人件費は 9 億円の減となっています。

なお、平成 31（2019）年 4月 1日現在の職員総数は、保育園定員拡大に伴う保育士の採用などにより、前年度から 79人増加し 2,688人となり、平均年齢は 40.3歳と低下しています。一方で、今後数年間は職員の定年退職が多く、退職金が高水準で推移することが見込まれます。

平成 30（2018）年 4月には職層の再構築を含む新たな特別区の人事制度がスタートし、平成 31（2019）年 4月から時間外労働時間の上限規制の導入など働き方改革関連法が順次施行されています。また、令和 2（2020）年 4月からは会計年度任用職員制度が導入されるなど、人事行政を取り巻く状況が大きく変化していく中、行政需要の変化に的確に対応し、職員という人材の効果的な活用につなげていくため、経営改革プランの改定にあわせて新たな「職員定数管理計画」を策定し、職員定数の適正化を図る必要があります。

② 職員の人材育成

「区民とともに」の基本姿勢のもと、平成 23（2011）年 6月に策定した「北区人材育成基本方針」に基づいて、区政の推進に主体的に取り組み、区民から信頼される職員の育成を行ってきました。

近年、新規採用の増加による職員構成の変化や人事行政を取り巻く環境が大きく変化していることから、人事制度改革に対応した人材育成を推進するとともに、若手職員の早期育成や専門性・特殊性の高い業務を担うことのできるプロ意識を持った職員の育成、ノウハウの継承が確実に行われる職場づくりが求められています。

また、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮することで組織としての生産性を向上させつつ、職員が働き続けられる環境を整備するなど、働き方改革の推進にも取り組んでいかなければなりません。

こうした状況の変化に対応しつつ、複雑化・多様化（高度化）する行政課題にも取り組んでいくため、「北区人材育成基本方針」を改定し、人材育成の一層の推進を図っていく必要があります。

2

経営改革プラン改定にあたっての考え方

(1) 経営改革で解決すべき課題

日本は人口減少社会が到来し、今後さらに少子高齢化が進行するなど、生産年齢人口が減少すると予測されています。北区においては、令和 10 (2028) 年まで緩やかな人口の増加が見込まれていますが、中長期的には同様に減少傾向になることが想定されています。また、国の税制改正等の影響の増大も懸念されており、今後も税収の大幅な伸びは期待できないという前提のもと、区政運営を行っていくかなければなりません。

令和 2 (2020) 年度を初年度とする「北区基本計画 2020」では、「区民とともに」を基本姿勢に、3つの優先課題を進め、北区の 10 年後のあるべき将来を見据えた、取り組むべき 2 つの最重要課題「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」にさらに積極的に対応するとともに、北区の新たな魅力や価値を創出する施策にも取り組むこととしています。

「北区経営改革プラン 2020」においても、将来の人口減少や少子高齢化のさらなる進展を見据え、将来にわたり区民サービスを安定的に提供するため、以下の課題について解決を図っていくものとします。

① 北区基本構想の実現

平成 11 (1999) 年に策定した「北区基本構想」では、基本構想を実現するための区政運営を定めています。

第6章：基本構想を実現するための区政運営

- 1 区民と区の協働によるまちづくりの推進
- 2 計画的・効率的な行財政運営の推進
- 3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

「北区経営改革プラン 2020」においても、上記で定めた項目に基づいて策定することで、「北区基本構想」の実現を図っていくものとします。

② 「北区基本計画 2020」の資源調達

緩やかな景気回復を受け、特別区民税は增收傾向が続いているものの、23 区平均と比べ歳入に占める割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高くなっています。特別区交付金は、景気の変動を受けやすく、国の税制改正等の影響も懸念され、今後も予断を許さない財政状況が続くと考えられます。また、建築資材、労働単価の長期的な上昇に伴う建築コストの高騰など、財政支出の増加も懸念されます。

したがって歳入確保や事業の見直し、執行体制の効率化などあらゆる財源対策を講じていくことで、「北区基本計画 2020」における計画事業を着実に推進するための資源を調達していく必要があります。

③ 次世代につなぐ、健全で安定的な行財政運営の確保

政府の経済見通しでは、日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれていますが、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があり、これらの地方財政への影響が懸念されるところです。また、法人住民税の一部国税化や地方消費税清算基準の見直しなど、ここ数年の税制改正等により、特別区の貴重な財源が奪われています。このように財政上のリスクが絶えず存在し、今後、一般財源総額の確保が難しくなることも見込まれます。

一方で、少子高齢化や将来の人口減少への対応をはじめ、基礎自治体に求められる行政需要の増大を見据えた時に、今後も歳出規模の漸増傾向が見込まれる中で、本来の基礎自治体としての役割、責務を果たしつつも、将来の世代に負担を残さない効率的、効果的な財政運営の構築が求められています。

そのためにも、社会情勢や区を取り巻く環境の変化を適切にとらえ、将来にわたって健全で安定的な財政運営の維持と変化に強い柔軟な行財政システムを構築していくため、事務事業の見直し、官民の役割分担の見直しや内部努力の徹底などを進めていくことが必要です。

また、A I や R P AなどのI C Tを活用し、業務の効率化や区民サービスの向上を図り、さらには職員の働き方改革にもつなげていきます。

※A I : Artificial Intelligence の略。人工知能。言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどのこと。

※R P A : Robotic Process Automation の略。パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットによる業務工程の自動化。

(2) 北区経営改革プラン2015の改定にあたっての考え方

経営改革の最大の目的は、北区の将来像を掲げた「北区基本構想」やそれを実現するための「北区基本計画」を着実に推進することにより、将来を見据えた健全で安定的な行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を図ることです。

「北区基本計画 2020」では、北区の基本姿勢である「区民とともに」を推進し、「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と位置づけ、様々な課題に取り組むこととしています。将来にわたって区民のニーズに応えられる区政の実現に向けて、厳しい財政状況下にあっても、北区の明るい未来を築き、必要な施策・事業が継続的に実施できるよう、また一方で、北区の将来に予測されている人口減少・少子高齢社会に適切に対応するため、事務事業の「選択」と「集中」による行政資源の効果的な配分を行うなど、柔軟で持続可能な行財政システムを構築することが必要です。

* 将来の世代に負担を残さない財政運営を構築するため、引き続き「財源の確保」に努めるとともに、「スリムな組織体制」、「職員の能力開発・意識改革」などの「内部努力の徹底」や「業務の効率化」などを進め、将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムを確立します。

* 「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」をはじめ、多くの課題を解決する取組みを推進するため、官民の役割分担を見直し、民間活力の活用や区民・民間事業者・N P Oなど多様な主体との連携を図り、社会の変化に対応した行政サービスを提供します。

(3) 経営改革の方向性

「北区経営改革プラン 2020」については、現行の「北区経営改革プラン 2015」の方向性をベースとしたうえで、「地域のきずなづくり」、「内部努力の徹底」、「社会の変化に対応した行政サービスの提供」、「公共施設の再配置・長寿命化」などの観点で構成する4つの視点を反映したものとします。

【4つの方向性】

方向性 1

区民とともに～地域のきずなづくりと協働によるまちづくりの推進～

■視 点

区の基本姿勢である「区民とともに」は、本改定においても引き続き追求されるべき課題です。地域においては、世代を超えた人々が主体的にまちづくりに取り組み、地域で支えあうことが重要です。情報の共有化や区民参画を一層進めるとともに、区の最重要課題の一つである「地域のきずなづくり」に重点を置いた取組みを、区民との協働によりさらに進めています。

■方向性の体系

方向性 1　区民とともに

- 1-1 地域のきずなづくりを推進します
- 1-2 区政情報の共有化を図ります
- 1-3 区民参画を推進します
- 1-4 区民本位の行政サービスを推進します
- 1-5 協働によるまちづくりを進めます

方向性 2

将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立

■視 点

内部努力の徹底を図りながら、今後の財政需要を見込み、将来に備えることのできる強固で弾力的な財政基盤の構築が重要です。区政の透明性を高め、適正な事務を執行できる体制を整えるとともに、職員の意識改革や職務遂行能力の一層の向上を図ります。さらに、AIなどの先端技術の活用による仕事の進め方や働き方を見直すことで、機能的かつ効率的な組織体制や業務遂行のしくみづくりを進めています。また、行政サービスに見合った受益者負担の適正化や歳入確保に向けた取組みなど、積極的に財源の確保に努めています。

■方向性の体系

方向性 2　将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立

- 2-1 財源の確保に努めます
- 2-2 業務や事業の見直しを行います
- 2-3 効率的・効果的な組織、執行体制を構築します
- 2-4 外郭団体の役割を検証し、効率化を推進します
- 2-5 職員の意識改革と職務遂行能力の向上を図ります

方向性3 社会の変化に対応した行政サービスの提供

■視 点

複雑化・多様化する行政需要に対応するため、様々な手法による民間事業者やNPOなどの「公」を担う多様な主体の参画や連携を促すとともに、AIを中心とする先端技術の積極的な活用を検討し、業務の効率化と質の高い行政サービスの提供へとつなげていきます。さらに費用対効果などを検証しつつ、社会情勢や環境の変化に応じた業務や事業の見直しを進めるため、適宜、取組みの成果を踏まえ、所管組織が主体的に新たな項目を検討していきます。

■方向性の体系

方向性3 社会の変化に対応した行政サービスの提供

- 3-1 行政の情報化を推進するとともに、行政サービスの提供体制を見直します
- 3-2 民間活力を活用します
- 3-3 指定管理者制度の導入・検討を行います
- 3-4 公民連携を推進します

方向性4 公共施設マネジメントの推進

■視 点

多くの公共施設が、老朽化などにより建替えや大規模改修などの時期に差し掛かっています。施設の建替えや大規模改修などには、多額の費用が必要となります。将来的に負担できる更新費用には限界があります。

そのため、限られた資源の中で新たな施設需要にも対応し、区民サービスの向上を図るために、区の財政状況や人口動向、区民ニーズの変化等を踏まえた公共施設マネジメントの具体的な取組みを進めるとともに、施設の維持管理コストの削減に取り組んでいきます。

また、学校や公共施設の長寿命化方針を受け、「北区公共施設再配置方針(平成25(2013)年7月)」及び「北区公共施設等総合管理計画(平成29(2017)年2月)」の見直しにも着手します。

■方向性の体系

方向性4 公共施設マネジメントの推進

- 4-1 施設情報の一元的管理・共有化を図ります
- 4-2 施設の有効活用を図ります
- 4-3 施設の長寿命化や維持管理コストの削減を図ります
- 4-4 施設の再配置に向けた取組みを推進します

(4) 計画期間

「北区経営改革プラン 2020」の計画期間は、「北区基本計画 2020」の前期 5 か年（令和 2（2020）年度から 6（2024）年度まで）としますが、中長期的視点に立った行財政運営を行うことを視野に進めていくものとします。なお、計画を着実に実施し、改革を進めていくためには、その進捗状況を適切に管理していくことが必要です。したがって、新たにプランで計画化される事業については、引き続き区長を本部長とする経営改革本部のもとで適切に進行管理を行っていきます。また、経済情勢をはじめとした急激に変化する社会情勢を見据えながら、迅速かつ適切な対応を行うため、毎年度、必要に応じて新たな改革項目の検討を行い、経営改革を着実に推進していきます。

3

経営改革による効果額見込み

「北区経営改革プラン 2020」により生み出される効果見込み額は、歳出削減見込額及び歳入増加見込額を合わせて、累計で約 33 億 9 千万円を予定しています。

(単位：百万円)

	合計 $A = B + C$	合計	歳出削減額	歳入増加額
		B	C	
合計	3,393	805	2,588	
方向性 1 区民とともに	0	0	0	
方向性 2 将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立	1,080	329	751	
方向性 3 社会の変化に対応した行政サービスの提供	259	259	0	
方向性 4 公共施設マネジメントの推進	2,054	217	1,837	

4

これまでの北区の行財政改革

北区では、他区・他都市に引けを取らない区民サービスを実現するため、早くから行財政改革に取り組んできました。

職員定数の削減、事務事業の見直し、受益者負担の適正化、組織の見直しなどの行財政改革の取組みの中で、特に、平成 11（1999）年の北区緊急財政対策以降は、極度に悪化した財政状況の克服と基本構想、基本計画を着実に実現するため、非常に厳しい状況の中で、様々な財政面の制約を克服してきました。こうしたこれまでの行財政改革の取組みもあり、特別養護老人ホームの整備をはじめ様々な施策を実現することができました。

平成 17（2005）年には、北区のあらゆる経営資源を最適配分し、行政成果の向上に着目する考え方の下にたった北区経営改革プランを策定しました。

また、平成 22（2010）年3月には、戦後最悪の経済危機への対応を最優先とし、「北区基本計画 2010」のための資源調達、健全で安定的な行財政運営の確保を目的に、北区経営改革プランを改定し、北区経営改革「新5か年プラン」を策定しました。

さらに、平成 22（2010）年9月には、歳入確保や内部管理経費を中心とした施策について検証、見直しを行い、「役割分担の見直し」、「内部努力の徹底」のもと対策を講じた、「緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針」を策定しました。そして、平成 24（2012）年3月には、「緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針」を「新5か年プラン」に取り込み、「北区経営改革『新5か年プラン』（平成 23 年度改定版）」として一元化を図りました。

平成 27（2015）年3月には、「北区基本計画 2015」を着実に実現するための資源調達とともに、将来を見据えた健全で安定的な行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を図るために「北区経営改革プラン 2015」を策定しました。

北区の行財政改革の経過

昭和 60 年 10 月 北区行政改革大綱

平成 7 年 3 月 第二次北区行政改革大綱

平成 7 年 8 月 北区役所活性化計画（平成 7 年度～9 年度）

平成 9 年 12 月 北区役所活性化計画（平成 9 年度～11 年度）

平成 11 年 8 月 北区緊急財政対策（平成 12 年度～14 年度）

平成 12 年 9 月 北区区政改革プラン（平成 13 年度～14 年度）

平成 17 年 3 月 北区経営改革プラン（平成 17 年度～21 年度）

平成 19 年 3 月 北区経営改革プラン [修正版]（平成 19 年度～21 年度）

平成 22 年 3 月 北区経営改革「新5か年プラン」（平成 22 年度～26 年度）

平成 22 年 9 月 緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針（平成 22 年度～26 年度）

平成 24 年 3 月 北区経営改革「新5か年プラン」（平成 23 年度改定版）

平成 27 年 3 月 北区経営改革プラン 2015（平成 27 年度～31 年度）

北区基本計画 2020
北区中期計画 令和2年度～4年度
北区経営改革プラン 2020

令和2年（2020年）3月発行

発行／北区

編集／東京都北区

政策経営部企画課

政策経営部経営改革・公共施設再配置推進担当課

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

電話 03-3908-1104 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号
31-1-113